

○ 奈良県がん対策推進協議会規則【抜粋】

(会長)

第四条 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

当協議会の会長につきましては、奈良県がん対策推進協議会規則第四条で、協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定めることが規定されているため、書面開催により会長の選出を行うにあたっては、事務局より次のとおり会長候補の提案をいたします。

奈良県がん対策推進協議会 会長選任（案）

役職	委員名	組織・役職
会長	武田 真幸 委員	奈良県立医科大学がんゲノム・腫瘍内科学講座 教授